

令和7年の岩手県大船渡市の大規模林野火災等を踏まえ、

山林内での火の取扱いのルールが追加されます

乾燥した日が続くなど林野火災の危険が高まっている期間中、市町村が「**林野火災注意報**」や「**林野火災警報**」を出す場合があります。各種注意喚起情報に注意し、**林野火災予防にご協力をお願いします。**

＜市町村等の条例に基づくルール＞

林野火災注意報 が出た場合
市町村が指定する区域内において



などについて**努力義務**がかかります

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

林野火災警報 が出た場合
市町村が指定する区域内において



などの**制限**がかかります(罰則あり)

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

※ 具体的な区域や制限内容などの詳細は、地域を管轄する市町村や消防本部の情報(ホームページ等)をご確認ください。
※ その他、消防署へのたき火の事前届出等もルールとして明確化されました。

注意報・警報等の各種注意喚起情報については、山林に立ち入る前や、山林内での活動の合間にご自身でよくご確認ください!!

市町村による注意報・警報発令の情報発信方法の例

消防本部のホームページやSNS、防災無線、市町村の防災メール、消防署による巡回・呼びかけ など

随時チェックを!



あわせて、国有林内では従来の火の取扱いの注意事項も遵守願います。

- ⓧ 枯草・枯木等付近では火気は取り扱わない。取り扱わせない。
- ⓧ タバコの投げ捨ては絶対に行わない。行わせない。
- ⓧ 事業でやむを得ず火気を取り扱う際は、その場を離れない。
- ⓧ 完全に消火したことを確認する。
- ⓧ たき火は絶対に行わない。行わせない。(野営場等の指定場所は除く)
- ⓧ 特に請負事業や立木買受の場合、指定場所以外での喫煙の禁止など契約書に定める火の取扱いのルールを遵守する(守らない場合契約違反になる可能性があります!)

